

# たかさき縁結び応援団補助金 募集要項

## 《公益活動を通じた男女の出会いの場づくり支援事業》

### 1 趣旨

この募集は、たかさき縁結び応援団補助金交付要綱に基づき、少子化の要因のひとつである晩婚化や未婚化に対する取組として、公益活動を通じた独身男女の出会いの場の積極的な創出を図る企業や団体を支援することを目的として行います。

### 2 対象となる事業

次のいずれかに該当するとともに、結婚を希望する男女の交流や出会いの機会を提供する事業が補助金の対象となります。

- (1) 環境保全、環境美化等に係る事業
- (2) 高齢者、障害者、子ども等の支援に係る事業
- (3) 地域の歴史や文化の伝承、芸術の振興などの地域の魅力を向上させる事業
- (4) その他、住民福祉の向上や活力ある地域社会づくりにつながるとともに、独身男女の出会いと交流の促進につながる事業

#### ◆上記の事業については、以下の全ての要件を満たしてください。

- ① 20歳以上の独身男女が参加すること
- ② 参加者の総数が20人以上であること
- ③ 参加者の男女の比率に著しい差異が生じないこと
- ④ 参加者の半数以上が高崎市内に居住又は勤務していること
- ⑤ 原則として実施場所が高崎市内であること

#### ◆ただし、次に掲げる事業は補助金の対象にはなりません。

- ① 宗教活動、政治活動、選挙運動を目的とするもの
- ② 主たる目的が営利事業と認められるもの
- ③ 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの
- ④ 他の制度による補助金等の交付が決定されたもの
- ⑤ その他市長が補助金の交付を不相当と認めるもの

### 3 対象となる団体等

補助金交付の対象となる団体等は、高崎市内に事務所等の拠点がある企業、NPO法人、団体（任意団体を含む）などで、公益事業についての実績を有するものです。企業や団体内部の組織単位（※）も対象とします。

※ ○○株式会社○○支店、○○株式会社労働組合、○○団体○○支部、○○団体青年部、○○商店街組合 など

**◆ただし、次に掲げる団体等は補助金交付の対象にはなりません。**

- ① 宗教活動、政治活動、選挙活動などの活動を目的とする団体等
- ② 公序良俗に反するおそれのある事業を行う団体等
- ③ 暴力団や暴力団員などと密接な関係にある団体等
- ④ 市税や市が徴収する料金に未納がある団体等

#### 4 補助金に関する留意事項

##### (1) 補助対象経費

次の経費が対象となります。

- ① 講師や司会者等への謝金
- ② 施設使用料及び借上料
- ③ バス借上料等の移動手段に係る経費  
(ただし、参加者の交通費については対象としません。)
- ④ 参加者の飲食に係る経費  
(会場は高崎市内に限ります。原則として補助対象経費の半分までとします。)
- ⑤ 広告宣伝費
- ⑥ 郵便料金
- ⑦ 資料等の印刷製本費
- ⑧ 燃料費
- ⑨ 損害保険料
- ⑩ 事務費  
(ただし、団体等の人件費や備品購入費などの経常的な活動・運営のための経費は対象としません。)

##### (2) 補助金の額

補助対象経費について、千円未満を切り捨て、原則として10万円を上限とし、審査委員会の審査を経て決定します。

##### (3) 事業期間

交付決定日から当該年度の3月31日までの間に開催し、完了してください。

#### \* その他

申請にあたりご不明な点やご相談がある場合には、下記までご連絡ください。

#### 〔問い合わせ・申請先〕

高崎市 市民部人権男女共同参画課 男女共同参画担当

TEL 027-321-1228

FAX 027-326-3873

Mail [danjokyoudou@city.takasaki.gunma.jp](mailto:danjokyoudou@city.takasaki.gunma.jp)

# 申請から補助金交付まで

**交付申請**：たかさき縁結び応援団補助金交付要綱（市ホームページ参照）に基づき申請。

**審査**：申請の受付後、随時審査します。

**交付決定**

**不交付決定**

※ 審査結果を文書にて通知します。

**補助事業の実施**：当該年度の3月31日までに完了してください。

**補助事業完了**

**実績報告**：事業完了後1月以内に実績報告書を提出してください。  
実施状況のわかる写真等を添付してください。

**補助金の交付（口座振込）**

※補助金を前金で受けなければならない理由がある場合は、事前にご相談ください。